

昭和六十二年厚生省令第四十九号

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第三号から第九号まで、第二十八条、第三十八条、第三十九条第二号、第四十二条第一項並びに第四十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第一条 社会福祉士（第一条の三―第十八条）

第二章 介護福祉士（第十九条―第二十六条）

第二章の二 登録喀痰吸引等事業者（第二十六条の二・第二十六条の三）

第三章 雜則（第二十七条・第二十八条）

附則

第一章 総則

（医師の指示の下に行われる行為）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第二条

第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

（法第三条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条の二 法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二章の二 社会福祉士

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第一条の三 法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号、第三号及び次項第一号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この項、第四項及び第七項において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第一百二条第一項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による大学院の課程を修めて当該大学院の課程を修了した者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において実習科目を修めたもの

四 学校教育法による大学において指定科目（相談援助実習指導及び相談援助実習の科目（以下この号、次号、第五号及び第七号並びに第四項及び第七項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この項、第四項及び第七項において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第一百二条第一項の規定により大学院への入学を認められた者

五 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において実習科目を修めたもの

六 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において実習科目を修めたもの

七 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて当該大学院の課程を修了した者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において実習科目を修めた者

八 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて当該大学院の課程を修了した者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者（昭和六十二年法律第三号において同じ。）において実習科目を修めた者

九 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

十 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所、平成十三年四月一日前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校（昭和五十九年七月一日前の農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）による水産大学校及び平成十三年一月六日前の農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）による水産大学校を含む。）及び旧独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第一百九十一号）による独立行政法人水産大学校を卒業した者を含む。）

十一 國土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校（昭和五十九年七月一日前の海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）による海上保安大学校及び平成十三年一月六日前の運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者

十二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の総合課程又は長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大학교の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大학교の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大학교の长期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平

2 法第七条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学において法第七条第二号に規定する基礎科目（次号及び第三号並びに第五項及び第八項において「基礎科目」という。）を修めて、学校教育法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による大学院において基礎科目を修めて当該大学院の課程を修了した者

三 学校教育法による専修学校的専門課程において基礎科目を修めて卒業した者

四 独立行政法人大学校改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学校改革支援・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）

五 旧高等師範学校規程（明治二十七年文部省令第十一号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限一年以上の研究科を修了した者

六 旧大學令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者

七 旧師範教育令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）五年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限四年以上の専門学校を卒業し修業年限四年以上の専門学校に置かれる修業年限一年以上の研究科を修了した者

八 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）五年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限四年以上の専門学校を卒業し修業年限四年以上の専門学校に置かれる修業年限一年以上の研究科を修了した者

九 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

十 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）による国立研究開

成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。)

十三 國土交通省組織令による氣象大学校(昭和五十九年七月一日以前の運輸省設置法(昭和二十一年法律第百五十七号)による氣象大学校及び平成十三年一月六日前の運輸省組織令による気象大学校を含む。)の大学部を卒業した者

法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)(夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)を除く。)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限三年以上のものに限る。次号並びに次項及び第六項において同じ。)又は各種学校(学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限三年以上のものに限る。次号並びに次項及び第六項において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間ににおいて授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

三 学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

四 法第七条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者(夜間ににおいて授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。)を除く。次号において同じ。)

五 法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)、特別支援学校的専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者(夜間ににおいて授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行った者を除く。)

二 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の専門課程(訓練期間三年以上のものに限る。)若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程(訓練期間三年以上のものに限る。)を修了した者(旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程(訓練期間三年以上のものに限る。)を修了した者を含む。)

三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)において指定科目(実習科目を除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

四 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限二年以上的ものに限る。次号並びに次項及び第九項において同じ。)又は各種学校(学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上的ものに限る。次号並びに次項及び第九項において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

五 法第七条第八号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者

六 法第七条第十号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者である。

七 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の特定専門課程又は職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者(新職業訓練法による職業訓練法による職業訓練短期

大학교의専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。)

(指定施設の範囲)

第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 地域保健法(昭和二十二年法律第一百一十四号)に規定する保健所

二 児童福祉法(昭和二十三年法律第一百六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所

四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生相談所及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神保健福祉センター

五 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)に規定する救護施設及び更生施設

六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所

七 削除
十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に規定する母子・父子福祉センター

十二 介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設

十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設(試験施行期日等の公告)

十五条 社会福祉士試験を施行する期日、場所その他社会福祉士試験の実施に必要な事項は、厚生労働大臣があらかじめ、官報で公告する。

十六条 社会福祉士試験は、筆記の方法により行う。

十七条 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。
第一 心理学と心理的支援
第二 社会学と社会システム
第三 社会福祉の原理と政策
第四 医学概論
第五 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

十八条 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。
第一 権利擁護を支える法制度
第二 地域福祉と包括的支援体制
第三 高齢者福祉
第四 社会保障
第五 一
第六 二
第七 三
第八 四
第九 五
第十 六
十一 七
十二 八
十三 九
十四 十
十五 十一
十六 十二
十七 十三
十八 十四
十九 十五
二十 十六
二十一 十七
二十二 十八
二十三 十九
二十四 二十
二十五 二十一
二十六 二十二
二十七 二十三
二十八 二十四
二十九 二十五
三十 二十六
三十一 二十七
三十二 二十八
三十三 二十九
三十四 三十
三十五 三十一
三十六 三十二
三十七 三十三
三十八 三十四
三十九 三十五
四十 三十六
四十一 三十七
四十二 三十八
四十三 三十九
四十四 四十
四十五 三十一
四十六 三十二
四十七 三十三
四十八 三十四
四十九 三十五
五十 三十六
五十一 三十七
五十二 三十八
五十三 三十九
五十四 三十五
五十五 三十六
五十六 三十七
五十七 三十八
五十八 三十九
五十九 三十五
六十 三十六
六十一 三十七
六十二 三十八
六十三 三十九
六十四 三十五
六十五 三十六
六十六 三十七
六十七 三十八
六十八 三十九
六十九 三十五
七十 三十六
七十一 三十七
七十二 三十八
七十三 三十九
七十四 三十五
七十五 三十六
七十六 三十七
七十七 三十八
七十八 三十九
七十九 三十五
八十 三十六
八十一 三十七
八十二 三十八
八十三 三十九
八十四 三十五
八十五 三十六
八十六 三十七
八十七 三十八
八十八 三十九
八十九 三十五
九十 三十六
九十一 三十七
九十二 三十八
九十三 三十九
九十四 三十五
九十五 三十六
九十六 三十七
九十七 三十八
九十八 三十九
九十九 三十五
一百 三十六
一百零一 三十七
一百零二 三十八
一百零三 三十九
一百零四 三十五
一百零五 三十六
一百零六 三十七
一百零七 三十八
一百零八 三十九
一百零九 三十五
一百一十 三十六
一百一十一 三十七
一百一十二 三十八
一百一十三 三十九
一百一十四 三十五
一百一十五 三十六
一百一十六 三十七
一百一十七 三十八
一百一十八 三十九
一百一十九 三十五
一百二十 三十六
一百二十一 三十七
一百二十二 三十八
一百二十三 三十九
一百二十四 三十五
一百二十五 三十六
一百二十六 三十七
一百二十七 三十八
一百二十八 三十九
一百二十九 三十五
一百三十 三十六
一百三十一 三十七
一百三十二 三十八
一百三十三 三十九
一百三十四 三十五
一百三十五 三十六
一百三十六 三十七
一百三十七 三十八
一百三十八 三十九
一百三十九 三十五
一百四十 三十六
一百四十一 三十七
一百四十二 三十八
一百四十三 三十九
一百四十四 三十五
一百四十五 三十六
一百四十六 三十七
一百四十七 三十八
一百四十八 三十九
一百四十九 三十五
一百五十 三十六
一百五十一 三十七
一百五十二 三十八
一百五十三 三十九
一百五十四 三十五
一百五十五 三十六
一百五十六 三十七
一百五十七 三十八
一百五十八 三十九
一百五十九 三十五
一百六十 三十六
一百六十一 三十七
一百六十二 三十八
一百六十三 三十九
一百六十四 三十五
一百六十五 三十六
一百六十六 三十七
一百六十七 三十八
一百六十八 三十九
一百六十九 三十五
一百七十 三十六
一百七十一 三十七
一百七十二 三十八
一百七十三 三十九
一百七十四 三十五
一百七十五 三十六
一百七十六 三十七
一百七十七 三十八
一百七十八 三十九
一百七十九 三十五
一百八十 三十六
一百八十一 三十七
一百八十二 三十八
一百八十三 三十九
一百八十四 三十五
一百八十五 三十六
一百八十六 三十七
一百八十七 三十八
一百八十八 三十九
一百八十九 三十五
一百九十 三十六
一百九十一 三十七
一百九十二 三十八
一百九十三 三十九
一百九十四 三十五
一百九十五 三十六
一百九十六 三十七
一百九十七 三十八
一百九十八 三十九
一百九十九 三十五
二〇〇〇 三六

十 児童・家庭福祉 貧困に対する支援
十一 保健医療と福祉
十二 刑事司法と福祉
十三 ソーシャルワーカーの基盤と専門職
十四 ソーシャルワーカーの基盤と専門職（専門）
十五 ソーシャルワーカーの理論と方法
十六 ソーシャルワーカーの理論と方法（専門）
十七 ソーシャルワーカーの理論と方法（専門）
十八 社会福祉調査の基礎
十九 福祉サービスの組織と経営
（試験科目の免除）
第五条の二 精神保健福祉士であつて、社会福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する社会福祉士試験の科目のうち、厚生労働大臣が別に定める科目を免除する。
（社会福祉士試験の受験手続）
第六条 社会福祉士試験を受けようとする者は、様式第一による社会福祉士試験受験申込書を厚生労働大臣（法第十一条第一項に規定する指定試験機関が社会福祉士試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関。第八条において同じ。）に提出しなければならない。
2 前項の社会福祉士試験受験申込書には、法第七条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
（令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）
第六条の二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下「令」といいう。）第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。
2 令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万六千二百三十円とし、前項に規定する場合にあつては一万六千八百四十円とする。
（受験手数料の納付）
第七条 法第九条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあつては第六条第一項に規定する社会福祉士試験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあつては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。
（合格証書の交付）
第八条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に合格した者には、合格証書を交付する。
（社会福祉士の登録事項）
第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））
三 社会福祉士試験に合格した年月（登録の申請）
第十条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し
三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）
（登録）
第十二条 厚生労働大臣は、前条の申請があつたときは、社会福祉士登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が社会福祉士となる資格を有すると認めたときは、社会福祉士登録簿に登録しつつ、当該申請者に社会福祉士登録証を交付する。
2 厚生労働大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が社会福祉士となる資格を有しないと認めたときは、その理由を付し、社会福祉士登録申請書を当該申請者に返却する。
（登録事項の変更の届出）
第十二条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
2 一 中長期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類
2 二 出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類
2 三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本又は抄本
（社会福祉士登録証書換交付の申請）
第十二条の二 社会福祉士は、社会福祉士登録証の記載事項に変更があつたときは、社会福祉士登録証の書換交付を申請することができる。
2 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書（前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。第十四条第一項において同じ。）に社会福祉士登録証を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
（社会福祉士登録証再交付の申請等）
第十三条 社会福祉士は、社会福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、社会福祉士登録証の再交付を申請することができる。
2 前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書（第十二条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
3 社会福祉士登録証を汚損した社会福祉士が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該社会福祉士登録証を添えなければならない。
4 社会福祉士は、第一項の申請をした後、失った社会福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。
（変更登録等の手数料の納付）
第十四条 国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十二条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読

み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第十五条 社会福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
（死亡等の届出）

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者

二 法第三条第一号に該当するに至つた場合 当該社会福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人

三 法第三条第一号又は第三号に該当するに至つた場合 当該社会福祉士又は法定代理人

（登録の取消しの通知等）

第十六条 厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消し、又は社会福祉士の名称の使用的停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用的停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第三十二条第一項又は第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、社会福祉士登録証を厚生労働大臣に返納しなければならない。（登録簿の登録の訂正等）

第十七条 厚生労働大臣は、第十二条第一項若しくは第十五条の届出があつたとき、又は法第三十条第一項若しくは第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消し、若しくは社会福祉士の名称の使用的停止を命じたときは、社会福祉士登録簿の当該社会福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該社会福祉士の名称の使用的停止をした旨を社会福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用的停止の理由及びその年月日を記載するものとする。（規定の適用）

第十八条 法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が社会福祉士の登録の実施に関する事務を行ふ場合における第十条から第十三条まで、第十五条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十六条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

第二章 介護福祉士

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第十九条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学において法第四十条第二項第二号の規定により文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、

学校教育法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による大学において指定科目（相談援助実習指導及び相談援助実習の科目（以下の号、次号、第五号及び第七号において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

三 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて、同法第二百二条第二項の規定により大学への入学を認められた者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

四 学校教育法による大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて当該大学院の課程を修了した者を修了した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

六 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）、特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）、専修学校的専門課程（修業年限二年以上のものに限る。次号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二以上のものに限る。次号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者

七 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校的専門課程又は各種学校において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

（他資格養成所の範囲）

第二十条 法第四十条第二項第三号の厚生労働省令で定める学校又は養成所は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十八条の六第一号の指定を受けた学校その他の施設

二 法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等又は同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等

（介護福祉士試験の受験資格）

第二十一条 法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士候補者（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第五に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者

二 インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節1（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフилиピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成二十四年四月十八日ベトナム社会主义共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であつて、三年以上介護等（法第二条第二項に規定する介護等をいう。）の業務に従事した者

三 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

イ 法附則第十一条第二項に規定する喀痰吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程

ロ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三に規定する介護職員初任者研修課程

ハ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）附則第二条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（ニ及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。）第一条に規定する一級課程

ニ 旧訪問介護員省令第一條に規定する二級課程

ホ 旧訪問介護員省令第一條に規定する三級課程

ヘ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程

ト イから今までに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

（介護福祉士試験）

第二十二条 介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。

3 法第四十八条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、介護福祉士が医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所において喀痰吸引等を実施する場合とする。

第三章 雜則

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。

2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。

(権限の委任)

第二十八条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校に係るもの）を除く。は、地方厚生局长に委任する。（ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。）

一 法第七条第二号若しくは第三号まで若しくは第五号に規定する学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限

二 令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限

三 令第六条及び第七条に規定する権限（学校に係るものに限る。）

2 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局长に委任する。ただし、地方厚生支局长が当該権限を自ら行うこととを妨げない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置)

第一条の二 第二十二条第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、「修得したもの及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

（介護福祉士の登録に関する経過措置）

第一条の三 次の各号に掲げる者は、介護福祉士の登録を受けようとするときは、第二十六条において準用する第十条の規定にかかるらず、様式第六による介護福祉士登録申請書に次の各号に添えて、これを厚生労働大臣（法第四十三条第一項に規定する指定登録機関）に提出しなければならない。

2 前項の者が介護福祉士の登録を受けようとするときは、第二十六条において準用する第十条の規定にかかるらず、様式第六による介護福祉士登録申請書に次の各号に応じ当該各号に定めるものを添えて、これを厚生労働大臣（法第四十三条第一項に規定する指定登録機関が介護福祉士の登録の実施に関する事務を行つては、指定登録機関）に提出しなければならない。

一 中長期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び介護過程IIIを修了した旨の証明書

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び介護過程IIIを修了した旨の証明書

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）及び介護過程IIIを修了した旨の証明書

(権限の委任)

第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るもの）を除く。は、地方厚生局长に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うこととを妨げない。

一 法附則第九条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限

二 令附則第二条において準用する令第三条から第五条まで及び第八条に規定する権限

三 令附則第二条において準用する令第六条及び第七条に規定する権限

第三条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局长に委任する。ただし、地方厚生支局长が当該権限を自ら行うこととを妨げない。

一 法附則第三条第一号の厚生労働省令で定める者

第三条の二 法附則第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により准介護福祉士の業務を適正に行つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行つことができない者とする。

(准介護福祉士の登録事項)

第三条の三 法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）
(准用)

第三条の四 第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第一」であるのは「様式第七」と、「添えて」とあるのは「及び法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて」と、第十二条第一項中「様式第三」とあるのは「様式第八」と、第十二条の二第二項中「様式第三の二」とあるのは「様式第八の二」と、第十三条第二項中「様式第四」とあるのは「様式第九」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十四条」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「法第三十六条第二項」と、「法第三十七条」とあるのは「法附則第五条第二項」と、第十六条中「法第三十二条第一項又は第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二条第一項又は第二項」と、第十七条中「第十五条」とあるのは「附則第三条の五」と、「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と、第十八条中「法第三十五条第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「第十五条（同条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「附則第三条の五（同条第三号及び第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

(死亡等の届出)

第三条の五 准介護福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、准介護福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法に規定する届出義務者
二 法第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けた場合 当該准介護福祉士又は法定代表人

			三 法附則第三条第一号に該当するに至つた場合 当該准介護福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人
四 法附則第三条第一号又は第三号に該当するに至つた場合 当該准介護福祉士又は法定代理人			
(連携)			
第三条の六 准介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。			
2 准介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。			
(特定行為)			
法附則第十条第一項に規定する特定行為(以下「特定行為」という。)は、次の表の上欄に掲げる喀痰吸引等研修(法附則第十二条第二項に規定する喀痰吸引等研修をいう。以下同じ。)の課程に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものとする。			
第四条 喀痰吸引等研修の課程	特定行為		
別表第一第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修(附則第十三条において「第一号研修」という。)	第一条各号に掲げる行為		
別表第二第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修(附則第十三条において「第二号研修」という。)	第一条各号に掲げる行為のうち、別表第二第二号の実地研修を修了したもの		
別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修(附則第十三条において「第三号研修」という。)	第一条各号に掲げる行為のうち、別表第三第二号の実地研修を修了したもの		
(認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請)			
第五条 法附則第十二条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したこととを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。			
一 氏名及び生年月日			
二 喀痰吸引等研修を修了した特定行為			
三 その他必要な事項			
(法附則第十二条第三項第一号の厚生労働省令で定める者)(認定特定行為業務従事者認定証の記載事項)			
第五条の二 法附則第十二条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。			
第六条 認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。			
一 法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)の氏名及び生年月日			
二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為			
三 その他必要な事項			
(変更の届出)			
第七条 認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。			
(認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等)			
第八条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。			
2 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を見たときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。			
第八条の二 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			
一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法に規定する届出義務者			
二 居の親族若しくは法定代理人			
三 法附則第十二条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人			
二 前項の届出(同項第一号に掲げる者による届出に限る。)には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。			
2 (委託契約書の作成)			
第九条 法附則第十二条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第十二条第二項に規定する登録研修機関(附則第十五条において「登録研修機関」という。)の間で、委託契約書を作成して行うものとする。			
2 (登録の申請)			
第十条 法附則第十三条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。			
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
二 事業所の名称及び所在地			
三 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日			
四 喀痰吸引等研修の内容			
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。			
一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書			
二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し			
三 申請者が法附則第十四条各号に該当しないことを誓約する書面			
四 書類			
第十一条 法附則第十五条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。			
2 法附則第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。			
一 喀痰吸引等研修の講師の数は、当該喀痰吸引等研修を受ける者(以下「受講者」という。)の人数を勘案して十分な数を確保すること。			
二 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。			
三 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。			
四 喀痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。			
五 喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。			
六 喀痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に前条第一項の都道府県知事に提出すること。			
2 (研修機関登録簿の記載事項)			
第十二条 法附則第十五条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、喀痰吸引等研修の課程と			

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月八日厚生省令第一五号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二六日厚生省令第二六号）

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二年八月三日厚生省令第七六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一月一日厚生省令第九一号）抄

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に第二十一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第十号に規定する老人保健施設において相談援助の業務に従事した者については、第二十一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十号に規定する介護老人保健施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

附 則（平成二年二月二八日厚生省令第一〇六号）抄

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二八日厚生省令第四八号）

1 (施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二年三月三一日厚生省令第七〇号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月一八日厚生省令第一一七号）

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月一八日厚生省令第一一七号）

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月一八日厚生省令第一一七号）

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年一〇月一〇日厚生省令第一一七号）抄

1 (施行期日)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成二年三月三〇日厚生労働省令第八六号）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第一の規定は、平成十四年四月一日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（以下この項及び次項において「新生徒」という。）に係る教科目及び単位数から適用することとし、新生徒以外の生徒については、なお従前の例による。ただし、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十日までの間に高等学校に入学した生徒については、なお従前の例によることとされるこの省令による改正前の別表第一に定める教科目及び単位数のうち、選択科目に係るもの修めることを要しないこととし、また、新生徒のうち平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に高等学校に入学した生徒に係る教科目及び単位数についてのこの省令による改正後の別表第一の規定の適用については、同表家庭の項目「家庭総合」とあるのは、「家庭一般」（平成十七年四月一日以後に高等学校を卒業することとなるものに係る場合については、「家庭総合その他これに準ずる内容の科目」と「基礎介護」）とする。

3 前項の規定にかかわらず、新生徒以外の生徒であつて平成十六年四月一日以後に高等学校を卒業することとなるものに係る教科目及び単位数については、この省令による改正後の別表第一の規定を適用することとする。この場合における別表第一の規定の適用については、同表福祉の項目「社会福祉基礎」とあるのは、「社会福祉基礎その他これに準ずる内容の科目」と「基礎介護」とあるのは、「基礎介護その他これに準ずる内容の科目」と「社会福祉演習」とあるのは、「社会福祉演習その他これに準ずる内容の科目」と、同表家庭の項目「家庭総合」とあるのは、「家庭総合その他これに準ずる内容の科目」（平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に高等学校を卒業することとなるものに係る場合については、「家庭一般」とする。

附 則（平成二年三月三〇日厚生労働省令第一四七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第五の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に行われた介護福祉士試験の筆記試験に合格した者については、この省令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第三項及び第二十四条第三項の規定は、なお効力を有する。

3 平成十三年度に行われる介護福祉士試験の筆記試験に合格した者については、その申請により、平成十四年度に行われる介護福祉士試験に限り、筆記試験を免除する。この場合において、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは、「書面及び筆記試験に合格したことを証する書面」とする。

4 様式第五の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5 様式第五の改正規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成一四年三月二六日厚生労働省令第三八号）抄

1 (施行期日)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

	用課程（職業能力開発総合大学校の応用課程に限る。）を修了した者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第六項第二号及び精神保健福祉士法施行規則第一条の二第六項第四号に規定する職業能力開発大学校の応用課程を修了した者とみなす。
附 則	（平成二十六年六月二十五日厚生労働省令第七一号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二六年九月三十日厚生労働省令第一一五号）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則	（平成二七年三月二七日厚生労働省令第五四号）
（施行期日）	この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	（平成二七年三月三二日厚生労働省令第五五号）
（施行期日）	この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	（平成二八年三月三二日厚生労働省令第七六号）
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（以下「平成二十三年改正省令」という。）の施行の際現に平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、平成二十三年改正省令第三条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
3	一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
り繕つて使用することができる。	り繕つて使用することができる。
附 則	（平成二八年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄
（施行期日）	この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二条第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十一年法律第三十号。以下この条において「法」という。）第二条第二項に規定する「介護等」をいう。）の業務に従事した者であって、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号。以下「平成二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正後平成十九年改正法」という。）附則第二条第二項の規定による指定を受けた改正後平成十九年改正法第二年改正法」という。）の規定による改正後の法第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設（平成二十八年改正附則第三十二条の規定により改正後平成十九年改正法附則第二条第二項の規定によりされたものとみなされた指定を受けた学校又は養成施設を含む。）において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第二十二条第三項の規定の例により行うことができる。
3	この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、第二条の規定によるものとみなす。
4	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則	（平成二十八年三月三一日厚生労働省令第七八号）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

	附 則 （平成二八年六月八日厚生労働省令第一〇八号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二八年六月三十日厚生労働省令第一二一号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二八年一一月一一日厚生労働省令第一六八号）
（施行期日）	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二九年三月三一日厚生労働省令第三八号）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）	（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第八条	この省令の施行前に第七条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第二号に規定する情緒障害児短期治療施設において相談援助の業務に従事した者については、第七条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第二号に規定する児童心理治療施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。
附 則	（平成二九年四月一七日厚生労働省令第五九号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二九年七月一〇日厚生労働省令第七五号）
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）
	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則	（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三一号）抄
（施行期日）	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則	（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
2	旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則	（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄
（施行期日）	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
（様式に関する経過措置）	（様式に関する経過措置）
第二条	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則	（令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号）抄
（施行期日）	この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行す

る。ただし、第十一條（職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条、第七条、第十一條（同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九條、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第

一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、

- 1 この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年一月二十九日厚生労働省令第七六号）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和二年三月六日厚生労働省令第二七号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一一月一七日厚生労働省令第二〇一号）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一一月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月六日厚生労働省令第一三八号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一月三一日厚生労働省令第一〇〇号）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年四月七日厚生労働省令第六八号）抄

第一条 この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六〇号）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和六年五月二十四日厚生労働省令第八五号）抄

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年五月三一日厚生労働省令第九三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行前に次の各号のいずれかの講習を修了した者（当該講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回以内の介護福祉士試験に合格した者に限る。）については、当該者が介護することができる。

附 則（令和六年五月三一日厚生労働省令第九三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第二十六条の三、附則第四条、附則第十三条関係）

① 基本研修	
科目	時間数
人間と社会	一・五
保健医療制度とチーム医療	二
安全な療養生活	四
清潔保持と感染予防	二・五
健康状態の把握	三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八
合計	五〇
② 演習	
行為	回数
口腔内の喀痰吸引	五回以上
鼻腔内の喀痰吸引	五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	五回以上
経鼻経管栄養	五回以上
救急蘇生法	五回以上
実地研修	回数
行為	回数
口腔内の喀痰吸引	一〇回以上

鼻腔内の喀痰吸引	二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上
経鼻経管栄養	二〇回以上

① 基本研修
講義

科目	時間数
人間と社会	一・五
保健医療制度とチーム医療	二
安全な療養生活	四
清潔保持と感染予防	二・五
健康状態の把握	三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八
合計	五〇

② 演習

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	五回以上
鼻腔内の喀痰吸引	五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	五回以上
経鼻経管栄養	五回以上
急救蘇生法	一回以上

二 実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引	二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上
経鼻経管栄養	二〇回以上

別表第三（附則第四条、附則第十三条関係）

一 基本研修

科目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	六
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	二
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	一
喀痰吸引等に関する演習	九
合計	九

口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内	
部の喀痰吸引	
経鼻経管栄養	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	

様式第一(第6条関係)

(表面)

取 扱 印 紙

社会福祉士試験受験申込書

(消印しないこと。)

フリガナ		(名)		※ 整理番号			
氏名 (姓)		(名)					
生年月日		年	月	日	性別 (※任意選択) □男 □女		
郵便番号		本籍地 (外国籍の場合は、その国籍等)		都道府県	本籍地コード		
フリガナ		都道府県					
現住所		都道府県					
電話番号		受験地		都道府県			
勤務先 (垦務業等の連絡)		希望地		所属			
受験資格 (3年制)		大学等名		卒業年月(見込み)	年	月	
+ 実務経験 (1年以上)		短大等名		卒業年月(見込み)	年	月	
裏面を参照のこと		勤務先名 (実務経験)		職種	從事期間	年月～年月	
(2年制)		短大等名		職種	從事期間	年月～年月	
(2年制)		勤務先名 (実務経験)		職種	從事期間	年月～年月	
□ 養成施設		養成施設名		卒業年月(見込み)	年	月	
受験資格に係る証明書		提出する受験票		提出する受験票	第	回	提出する受験票の受験番号
□ 科目等履修 (大学等名)		履修年月(見込み)		履修年月(見込み)	年	月	
精神保健福祉士であつて試験科目免除申請の有無		□ 有 □ 無		精神保健福祉士登録番号			
精神保健福祉士との同時受験の有無		□ 有 □ 無					
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望		□ 有 □ 無					

上記により、社会福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年月日
原生労働大臣殿
指定試験機関代表者(裏面)
受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
大学等	大学等の卒業者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (法第7条第1号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第2号)	・卒業(修了)証明書若しくは卒業(修了)見込証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等(3年制) + 実務経験(1年以上)	短期大学等(3年制)の卒業者で1年以上の実務経験を有するもの (法第7条第2号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第4号)	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等(2年制) + 実務経験(2年以上)	短期大学等(2年制)の卒業者で2年以上の実務経験を有するもの (法第7条第3号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第6号)	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設	養成施設(短期又は一般)の卒業者 (法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号若しくは第12号又は平成19年改正法附則第3条第1号、第2号、第5号若しくは第7号)	・卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書

- 備考 1 該当する者は、□に記入すること。
 2 記載番号欄には、記入しないこと。
 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ず印字の鉛筆を使用すること。
 また、文字等の訂正をする場合には、ブルタスク用消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
 6 第10条以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出により)当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出していないものを除く。については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
 7 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が卒業証明書及び指定科目履修証明書にあつては、学校等の発行したものであること。
 8 実務経験証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
 9 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
 10 精神保健福祉士であつて試験科目の免除を申請する者は、精神保健福祉士登録証の写しを提出すること。
 11 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二(第10条関係)

社会福祉士登録申請書				
(姓) (名)		性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
(フリガナ) 氏名 (旧姓) (通称)		※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓・通称欄については、 社会福祉士登録簿及び社会福祉士登録証に旧姓又は通称の 併記を希望する者のみ記入す ること。		
生年月日	年	月	日	本籍地 (P)国籍の場合は、その国籍)
郵便番号	電話番号			都道府県コード
フリガナ				
現住所	都道府県			
試験に合格した年月	年	月	日	試験合格証書番号
<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他の社会福祉又は保健医療に関する法律の規定で社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の制に処せられ、その執行を経より又は執行を受けたことがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法施行条例第1条第2項は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者				
私は、社会福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事實を述べていてないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第10条の規定により申請します。				
年 月 日	受取印紙(捺印しないこと)			
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者				

備考 1 該当する□は、□と記入すること

2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。

3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときは、必ず筆の鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5 用紙の大きさは、A4とすること。

(社会福祉士登録申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
----	-----	-----	------

受付年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第三(第12条、第26条関係)

登録事項変更届出書				
社会福祉士 介護福祉士				
収入印紙 (消印しないこと)	資格 住所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名 (旧姓) (通称)	年 月 日	登録事項に下記のとおり変更が ありましたので届け出ます。	
社会福祉士及び介護福祉士法 第28条 第12条第1項				

ありましたので届け出ます。

1 氏名、本籍地、その他の事項(社会福祉士・介護福祉士共通)

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
本籍地				
本籍地住所				
(フリガナ)				
氏名				
(旧姓)				
(通称)				

※本籍地欄については、外国籍の場合はその国籍等をご記入ください。

※旧姓・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうち実地研修を終了したもの(介護福祉士のみ)

実地研修を終了した行為	変更前	変更後	備考
口腔内の吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鼻腔内の吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
気管カニューレ内部の吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
胃ろう又は食道ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
経鼻栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3 変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入(※希望しない場合は記入不要)

□ 登録証書類交付を希望(登録証を所持している方) → 登録証を併せて提出すること

□ 登録証再交付を希望(登録証を所持していない方) → 理由:□紛失 □その他()

年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定登録機関代表者

備考: 指定登録機関が行う登録証の印影を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 該当する□は、□と記入すること。

3 において、氏名、本籍地勘定簿名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4 において、登録証の書類交付を希望する場合は、登録証を併せて提出すること。

5 において、登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。

6 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録事項変更届出書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号
----	-----	-----	------

受付年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第三の二(第12条の2、第26条関係)

書換交付申請書	
収入印紙 (消印しないこと。)	資格 住所
社会福祉士 介護福祉士	
登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名 (旧姓) (通称)	
年　月　日生	
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 第12条の2第1項 第26条において準用する第12条の2第1項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。	
年　月　日	
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者	

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(書換交付申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号	
----	-----	-----	------	--

受付年月日：_____年_____月_____日

様式第四(第13条、第26条関係)

登録証再交付申請書	
収入印紙 (消印しないこと。)	資格 住所
社会福祉士 介護福祉士	
登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名 (旧姓) (通称)	
年　月　日生	
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 第13条第1項 第26条において準用する第13条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。	
理由	
年　月　日	
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者	

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録証再交付申請書)

氏名	(姓)	(名)	個人番号	
----	-----	-----	------	--

受付年月日：_____年_____月_____日

(表裏)
介護福祉士試験受験申込書

氏名(性)	年	月	日	性別(※任意選択) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	本籍地	都道府県 本籍地コード		
郵便番号				
現住所				
電話番号	受験地	都道府県		
勤務先(登録名等)	所属県電話番号			
受験資格 (実務者研修等の区分)	実務経験 + 実務者研修	勤務先名	職種	年月～年月
	EPA介護福祉士候補者 +実務経験	勤務先名	職種	年月～年月
	介護職員基礎研修課程 + 専修校卒業	勤務先名	職種	年月～年月
	高等専修学校等	学校名	卒業年月(見込み)	年月
	特例高等 学校等	学校名	卒業年月	年月
実務経験 (9月以上)	勤務先名	職種	期間年月～年月	
介護福祉士養成施設等	学校名	卒業年月(見込み)	年月	
<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書提出する受験票の に対する受験票の提出試験実施回 第 回 提出する受験票の受験番号				
<input type="checkbox"/> 身体に障害のある者等の受験上の考慮の希望 「ありがな付き問題用紙」の使用及び試験時間の延長の希望 (※国外の国籍を有する方、日本に帰化された方)				
<input type="checkbox"/> 外國の国籍を有しております。在留資格が右記に該当する方 <input type="checkbox"/> 特定技能1号 <input type="checkbox"/> 技能実習				

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

厚生労働大臣
指定試験機関代表者

(裏面)
受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第10条第2項第5号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課程 修業吸引等研修	3年以上の実務経験者であつて、修業吸引等研修を修了した者でかつて、修業吸引等研修等の修業を終了した者又は修業吸引等研修等の修業を受けたもの (施行規則第21条第3号の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことなどを証する書類 ・修業吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等専修学校等 (専攻科含む) 実務経験 (9月以上)	高等専修学校等の専攻科卒業者の卒業者若しくは大学院教育法第96条第2項の規定により大学への入学を認めた者又は高等専修学校若しくは高等専修学校の専攻科の卒業者 (法第10条第2項第1号、施行規則第21条第1号、平成10年改正法規則第5条又は平成20年改正法規則第5条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学修教育法第96条第2項の規定により大学への入学を認めた者であることを証する書類 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等 学校等	法第10条第2項第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有する者 (法第10条第2項第1号の2)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士養成施設等	・介護福祉士養成施設等(修業年数2年以上)を卒業した者 ・社会福祉士に認定する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年数2年以上)を卒業した者 ・介護福祉士養成施設等(修業年数2年以上)を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年数2年以上)を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書

備考

- 1 該当する口は、□に記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定機関欄に申込された場合は、所定の手続により受取手数料を納付し、收入印紙は貼らないこと。
- 4 この申込書は郵便で送付するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときに、必ず筆記の使用をすること。
- また、文字の訂正をする場合には、ブラフタック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 学校教育法第96条第1項の規定により大学への入学が認められた者は、卒業年月日代えて、同項の規定による大学への入学年月日を記入すること。
- 6 第10項に於ける介護保険料・社会扶助費の受取権の交付を受けた者(実務経験見習明書、卒業見習明書又は履修見込証明書の提出により)当該扶助の受けを受いた者であって、実務経験見習明書、卒業見習明書又は履修見込証明書をしていないものを除く。)については、当該扶助権の提出をもって実務経験見習明書、卒業見習明書又は履修見込証明書の提出に代えることができる。
- 7 実務経験見習明書にあっては、勤務先の長、卒業見習明書及び履修見習明書にあっては、学校等の長が施行したものであることを。
- 8 実務経験見習明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 9 実務研修の修了証込修業証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務研修終了後、遅滞なく、実務研修の修了証明書を提出すること。
- 10 邮便窓口等の窓口で修理する見込みであることとする書類の提出をもって申し込む者は、当該修理吸引等修理終了後、遅滞なく、修理吸引等修理を修了したことを示す書類を提出すること。
- 11 卒業見習明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業見習明書又は履修見込証明書を提出すること。
- 12 用紙の大きさは、A4とすること。

介護職員社士登録申請書			
(姓)	(名)	性別 口男□口女□	
(フリガナ) 氏名(姓) (通称)			
性別欄は、任意選択とします。 田代義重、通称義重について、名前 の変更登録を希望する場合は、 田代義重又は通称の登記を希望する のみ記入すること。			
年生目日	年	月	日本籍地 (国外籍の場合、そちら記入)
郵便番号	都道府県 郵便コード		
郵便番号 電話番号			
フリガナ 現在所 就業場所			
試験に合格した月日 年 月 日 業種 合格者番号			
・実習修了後も受けた教諭修習等行為について			
<input type="checkbox"/> 口腔の歯根吸引		<input type="checkbox"/> 齧牙又は乳ろうによる経営養糞	
<input type="checkbox"/> 鼻腔の歯根吸引		<input type="checkbox"/> 経鼻詰充英	
・歯科衛生士の歯根吸引等			
・受講資格等について			
<input type="checkbox"/> 実習実績・実習者修得 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校卒業修業証(9ヶ月以上) <input type="checkbox"/> 職業訓練校卒業修業証等 <input type="checkbox"/> 公認会計士登録簿等 <input type="checkbox"/> 他の資格等について			
・歯科衛生士について			
<input type="checkbox"/> 特種の歯科衛生士により介護福祉士の業務を通常に行なうに当たる必要な知識、技術及び専門知識を適切に行なうことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錠上の用に使用せられ、その目的を終り、又は制限を設けることとなってしまった日から起算して半年を経過しない者			
<input type="checkbox"/> 他の規定のものと併せて、その規定の社会福祉士登録は歯科衛生士登録の旨が定められており、社会福祉士登録が主たる登録である場合に該当するものと認められる者 <input type="checkbox"/> 割金の額に相当せられ、その銀行を経由し、又は銀行を経て行なうことなく、手取人を記載して送金する者			
<input type="checkbox"/> 法第2条第2項において準用する法第2条第1項(歯科)又は法第2条の規定により差し控えを取り消され、その取消しの日から起算して6ヶ月を経過する者			
私は、 会員登録の権利を受取ったので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、また手をひいていなことを誓い、 社会福祉士及び介護福祉士登録の規則(別紙第1)に従って準用する法の規定に守ります。			
年 月 日		收入印紙(捺印しないこと)	
厚生省介護士登録用印			
監定換換印用印名			

参考書 『該する印面に□印を記入すること』

- 2 この申請書面には、所定の登録免許料を相当する取引印紙を貼ること。
- 3 指定登録機関に申請する場合は、所定の手数料に登録手数料を納付すること。
- 4 この登録申請書は機械で印刷するので、折り曲げたり、丸いたりしないこと。申請書の各欄に記入するときには、必ず筆の鉛筆を使用すること。
- また、文書の正面に対する場合は、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
- 5 用紙の大きさは、Mとすること。

(介護福祉士登録申請書)	
氏名	(姓) 名
記入年月日:	年 月 日
個人番号	

様式第七(附則第3条の4関係)

准 介 護 福 祉 士 登 録 申 請 書					
(姓) 氏 名 (氏名) (通称)	(名)	性 別 □男 □女			
※旧姓・通称欄については、准介護福祉士登録簿に旧姓又は准介護福祉士登録簿に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。					
生年月日	年	月	日	本 錄 地 (ひがい地の場合は、その固有番号)	新 錄 地 (新録地の場合は、その固有番号)
郵便番号	電 話 番 号				
フリガナ	都 道 府 県				
現 住 所	都 道 府 県				
卒業した学校名	卒業年月			年	月
<input type="checkbox"/> 精神的機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができる者 <input type="checkbox"/> 60歳以上の者に限られる者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他の社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第2条の2に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなく減った日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> この申請の際既に介護福祉士である者					
私は、准介護福祉士への登録を希望したいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、専業を図らないでいることを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第3条の4において準用する第10条の規定により申請します。					
年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 指定登録機関代表者			収入印紙(消印しないこと。)		

備考 1 講当する□は、□を記入すること。

2 この申請書には、所定の交付料に相当する収入印紙を貼ること。

3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときは、必ず印字の鉛筆を使用すること。

また、文字書きの訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。

5 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第八(附則第3条の4関係)

登 録 事 項 變 更 届 出 書				
准介護福祉士				
収 入 印 紙 (消印しないこと。) 資 格 住 所 登 録 年 月 郵 便 番 号 (フリガナ) 氏 名				
年 月 日				
社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。				
登 録 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	備 考
本 錄 地 の 都 道 府 県				
(フリガナ) 氏 名 (姓) (通 称)				
※本務地欄については、外国籍の場合はその国籍等をご記入ください。 ※旧姓・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。				
<input type="checkbox"/> 変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入(※希望しない場合は記入不要) <input type="checkbox"/> 登録証換交付を希望(登録証を所持している方) → 登録証を併せて提出すること <input type="checkbox"/> 登録証再交付を希望(登録証を所持していない方) → 理由:□紛失 □その他()				
年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 殿 指定登録機関代表者				

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 講当する□は、□と記入すること。

3 1に於いて、氏名、本務地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4 3に於いて、登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて提出すること。

5 3に於いて、登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。

6 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第八の二(附則第3条の4関係)

書換交付申請書		准介護福祉士
収入印紙 (消印しないこと。)	資格 住 所	
登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名 (旧姓) (通称)		
年 月 日生		
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第3条の4において準用する第12条の2		
第1項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。		
年 月 日		
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者		

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第九(附則第3条の4関係)

登録証再交付申請書		准介護福祉士
収入印紙 (消印しないこと。)	資格 住 所	
登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名 (旧姓) (通称)		
年 月 日生		
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第3条の4において準用する第13条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。		
理由		
年 月 日		
厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者		

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
 3 用紙の大きさは、A4とすること。